女川町共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、女川町(以下「町」という。)が町以外の団体等が行う事業を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を 分担すること。
 - (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援(以下「共催等」という。)について使用を承認する名義は「女川町」とする。

(承認の基準)

- 第4条 町長は、事業の主催者から共催等の申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。
 - (1) 主催者の基準
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校等の教育関係機関又はこれらの連合体
 - ウ 公益法人又はこれに準ずる団体(ただし、宗教団体を除く。)
 - エ アからウまでに掲げる団体以外の団体等で主催者の存在及び主体が明確であり事業遂行能力が十分あると判断されるもの
 - オ 前アからエまでの基準に準じてその他町長が認めるもの
 - (2) 事業内容の基準
 - ア 女川町民の生活、健康及び福祉の向上、地域振興、産業振興及び教育、 学術、文化又はスポーツの向上並びに普及に寄与するもので、公益性のあ る事業であること。
 - イ 当該事業の開催場所が、保健衛生及び災害防止について必要な措置が 講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められるときは承認 しないものとする。
 - (1) 営利、商業宣伝を目的とするものであるとき。
 - (2) 特定の思想、政治的又は宗教的色彩を含むものであるとき。
 - (3) 会員等の勧誘を目的とするものであるとき。

- (4) 法令等に違反する事業内容であるとき。
- (5) 公序良俗に反する等、社会的非難を受けるおそれがあると認められると き。
- (6) 町の行政運営に関する方針に反するとき。
- (7) 特定の団体若しくは個人の宣伝又は売名を目的とするものと認められるとき。
- (8) 女川町暴力団排除条例(平成25年女川町条例第4号)第2条第2号及び 第4号に規定する暴力団又は暴力団員等が関与する事業であると認められる とき。
- (9) その他共催等を承認することが町の不利益になると認められるとき。 (申請の手続)
- 第5条 町の共催等の承認を受けようとするものは、共催(後援)承認申請書 (様式第1号。以下「申請書」という。)により、町長に申請するものとする。 ただし、当該申請書を使用することが困難な場合は、これに準じた様式により申請することができるものとする。
- 2 前項の規定による申請は、事業を行おうとする日の10日前までに町長に提出するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、前条の規定に基づき、 速やかにその内容を審査の上、共催(後援)承認(不承認)通知書(様式第2 号)により通知するものとする。

(添付書類)

- 第6条 前条に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、事業内容等が申請書により容易に分かる事業については、当該書類の添付を省略することができるものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(承認の条件)

- 第7条 町長は、第5条の規定に基づき共催等を承認する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 事業の中止又は申請時の事業計画等に変更があった場合は、直ちにその旨を町長に報告の上、必要な指示を受けること。
 - (2) 事業終了後、直ちにその結果について、事業報告書(様式第3号)を提出すること。

- (3) 事業の実施に関し、事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項 (承認の取消し等)
- 第8条 町長は、承認を受けた事業が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
 - (2) 届出なく、事業内容に重大な変更がなされ、第4条第1項に規定する基準が満たされなくなったと認められたとき。
 - (3) 前条各号に規定する承認の条件に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により共催等の承認を取り消したときは、共催(後援) 承認取消通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。 (委任)
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、共催等の取扱いに関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。